

猟銃等講習会（経験者講習）開催のお知らせ

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

記

1 開催日時・場所

開 催 日 時	開 催 場 所
令和7年6月15日（日） 午前9時30分から午後0時まで	秋田市山王中島町1番1号 秋田県生涯学習センター 第5研修室
令和7年7月27日（日） 午前9時30分から午後0時まで	大仙市大曲日の出町二丁目7番53号 大仙市大曲交流センター 第2研修室
令和7年10月19日（日） 午前9時30分から午後0時まで	北秋田市材木町2番2号 北秋田市交流センター 第2研修室

2 受講対象者

猟銃又は空気銃の所持許可を受けている方で、猟銃又は空気銃の許可の更新若しくは追加の所持許可を受けようとする方

※ 経験者講習の受講は、各警察署から個別に通知されますが、上記の講習会は、各警察署における講習会を受講できない方のためのものとなります。

3 受講定員

20人

4 受講申込み

(1) 受付場所

受講申込者の住所地を管轄する県内の各警察署

(2) 受付期間

令和7年5月8日（木）から上記開催日の10日前までの平日午前9時から午後4時まで

(3) 必要書類

ア 受講申込書 1通

受付場所で交付しますが、秋田県警察ホームページ（メニュー→申請・手続→銃砲・火薬類関係（申請・手続）→銃砲・火薬類関係申請・届出様式→講習受講申込書）からダウンロードできます。

イ 写真 1枚

6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの

(4) 講習手数料

3,000円

※ 講習手数料は、県証紙により受講申込時に納付してください。

5 その他

講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係（電話018-863-1111内線3053～3055）又は県内の各警察署生活安全課生活安全係にお問い合わせください。